

伊勢市農業委員会 第192回 総会議事録

日 時	令和3年12月15日（水）13時55分～15時16分
場 所	御菌総合支所 2-4会議室
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 中川 亜沙美    2番 森 美江    3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲    5番 川端 善宏    6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉    10番 中西 正平    11番 北村 安弘</p> <p>12番 山口 和男    13番 森川 正弘    14番 泉 一嘉</p> <p>15番 出口 勝信    16番 奥野 隆史    17番 岩尾 昭</p> <p>18番 大西 正義    19番 森北 雅博</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>8番 中西 重喜    9番 東浦 弘行</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>青木 茉耶（会計年度任用職員）</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲    14番 泉 一嘉
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>3. 農地法第4条の規定による許可の取消について</p>

<p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>5. その他</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第192回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>やまぞえ ひさのり 4番の山添 久憲さん</p> <p>いずみ かずよし 14番の泉 一嘉さん</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p> <p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明願について 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案） 以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料を確認させていただきます。いつもの写真資料と地図を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。</p>
---	---

それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は5件、内訳といたしまして、田が2筆1,640㎡、畑が4筆1,479㎡の計6筆3,119㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は東豊浜町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は東豊浜町地内 瑞雲禅寺より北へ270mに位置する農業振興地域内 農地農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

2番、こちらでも売買でございます。受人は神菌町の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は神菌町地内 神菌農公園より南へ20mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

3番、こちらでも売買でございます。受人は二見町松下の田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は二見町松下地内 JR松下駅より南へ170mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は小俣町湯田の畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は小俣町湯田地内 JA葬祭虹のホールより南東へ190mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人は耕作に便利な近隣地である御菌町小林の田1筆と畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は御菌町新開地内 河原神社より北西へ160mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地

	<p>調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。</p> <p>議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ2筆の計124㎡でございます。</p> <p>次ページ、2-1ページをご覧ください。</p> <p>1番、申請者は浦口3丁目の田2筆の計124㎡を宅地造成及び公衆用道路としたいとの申請にございます。申請地は浦口3丁目地内 県立宇治山田高等学校より北へ90mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されており、道路部分は時期が定かではありませんが申請者が幼少時から既に利用されており、昭和53年頃に住宅(未登記建物)を建てた際にその庭となつたと</p>

いう状況であります。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透及び南側既設道路側溝とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、公衆用道路は市へ寄付する予定があるとのことです。

議案第2号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実で転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長 3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は15件、内訳といたしまして、田が16筆 3,425.95㎡、畑が8筆 1,796.61㎡の計24筆 5,222.56㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（3－1）をご覧ください。

1番、売買でございます。受人は、一之木4丁目の田4筆を譲り受けて、貸資材置場及び貸駐車場18台分としたいとの申請でございます。申請地は一之木4丁目地内 一之木北公園より西へ100mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、一部遊休農地を含む耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

2番、こちらは賃貸借でございます。受人は、一之木5丁目の田1筆を賃貸借により借り上げて、一体利用地の宅地6筆、雑種地1筆の計876.94㎡とあわせて、店舗用の宅地造成としたいとの申請でございます。申請地は一之木5丁目地内 市立厚生中学校より南西へ150mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、平成24年11月に転用許可を受けおり、当初のコンビニ用地としての賃貸借は令和元年6月28日付で解約及び原状回復の上明け渡しを終了しており、今回も同様に賃貸借に関する書類が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

3番、こちらは売買でございます。受人は、二俣3丁目の畑1筆と辻久留2丁目の畑1筆の計2筆 138.61㎡を譲り受けて、進入路としたいとの申請でございます。申請地は二俣3丁目地内 市営住宅二俣団地より北へ250mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

4番、こちらでも売買でございます。受人は、大倉町の畑1筆を譲り受け、駐車場1台分としたいとの申請でございます。なお、受人は隣接する土地・建物を同時購入しており、駐車場を確保するためです。申請地は大倉町地内 うぐいす台1号公園より北西へ120mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人は 西豊浜町の田1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積131.69㎡としたいとの申請でございます。申請地は西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より北へ110mに位置する第3種農地

にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は40%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

6番、こちらでも売買でございます。受人である桑名市で製造・販売業を営む株式会社エスエ電子 代表取締役 佐藤 敦さんが西豊浜町の田1筆を譲り受けて、駐車場40台分としたいとの申請にございます。申請地は西豊浜町地内 森区公民館より北東へ140mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで東側既設排水路へ放流とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことをございます。

7番、こちらは使用貸借でございます。借人は父親名義の東豊浜町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 二階建て1棟 建築面積126.28㎡としたいとの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 東豊浜町津波避難施設より北へ120mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は36%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

8番、こちらでも使用貸借でございます。借人は父親名義の中村町の畑1筆と一体利用地となる父親所有の宅地の一部とを借り受けて、借人が申請地に住宅 二階建て1棟 建築面積60.45㎡及びカーポート建築面積33.00㎡としたいとの申請にございます。申請地は中村町地内 中村町公民館より西へ260mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、一部転用してしまったとのことで始末書が添付されており、カーポートが既に設置されている状況であり、4分の3程度は農地として残っています。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は34%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

9番、こちらは贈与でございます。10番も同じ申請人のため併せて説明します。朝熊町で建設業を営む受贈者は、贈与者の厚意により朝熊町の田3筆を譲り受けて、9番では倉庫 建築面積41.44㎡、10番では資材置場としたいとの申請にございます。申請地は朝熊町地内 大久保公園より東へ360mと350mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、既に転用してしまったとのことで始末書が添付されています。よって現地調査も行い

ましたが、内容のとおりと確認いたしましたので現況地目は棒線表記となります。排水は、雨水のみでそれぞれ既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁と石積み及びコンクリートブロックを設置することとさせていただきます。

11番、こちらもお買い得でございます。受人は鹿海町の畑1筆を譲り受けて、一体利用地の受人所有の宅地39.66㎡とあわせて、進入路としたいとの申請にございます。申請地は鹿海町地内 堀割橋より南西へ230mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は、雨水のみで西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとさせていただきます。

12番、こちらもお買い得でございます。受人である二見町で不動産業を営む西原さんが、小俣町元町の畑1筆を譲り受けて分譲宅地1区画としたいとの申請にございます。申請地は小俣町元町地内 近鉄小俣駅より西へ180mに位置する第3種農地でございます。通常の農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとさせていただきます。

13番、こちらは使用貸借による一時転用でございます。本件は、平成31年2月13日付で3年間の更新許可をいたしました営農型太陽光発電設備に伴う使用貸借の一時転用で、借人である小俣町明野で建設用資材販売業を営む橋爪建材株式会社 代表取締役 橋爪 義武さんが、小俣町明野の畑1筆を借り受けて、927㎡の内0.08㎡を転用し太陽光発電用パネル下部で営農をしたいとの更新申請にございます。申請地は小俣町明野地内市立明野小学校より東へ310mに位置する農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのこととさせていただきます。現在、底地である農地ではブルーベリーのポット栽培を行っておりますが、1年目は水稲でした。2年目にブルーベリーに作付け変更をして現在5年目で、作付けしてから収穫するまでに3



年はかかり、4年目から本格的に収穫できるとのことでした。前年度末の農作物状況報告書では、単収量が地域の平均的な単収より2割以上減少していましたが、今年度の見込みは95.4%と改善されております。また、事務局で現況を随時確認しており、こちらが見る限り、手入れがきちんとされていることも確認しております。これらのことを考慮して、事務局としては、更新を認めたいと考えております。更に、橋爪建材株式会社は法人として認定農業者であるため、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合との要件を満たしているため、転用期間が10年以内となります。つきましては、許可日を本日付とし、転用期間は現在の期間が終了する令和3年12月17日から10年以内の令和13年12月16日としたいと存じます。

14番、こちらは売買でございます。受人である小俣町元町で不動産業を営む株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端 和弥さんが、小俣町本町の畑1筆を譲り受けて、分譲宅地2区画と公衆用道路としたいとの申請でございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より西へ190mに位置する第3種農地でございます。通常農地転用では、住宅建築としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第4条第6項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実に認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は北側既設及び東側新設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

15番、こちらでも売買でございます。受人である黒瀬町で不動産業を営む有限会社辻岡不動産 代表取締役 辻岡 美奈子さんが、御菌町新開の田5筆を譲り受けて、建売住宅3棟 建築面積186.74㎡と進入路としたいとの申請でございます。申請地は御菌町新開地内 新開児童公園より西へ40mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良

	<p>区の受益地につきましては意見書が添付されております。</p> <p>また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p>
出口委員	<p>9番について、底地の面積より建物の面積が上回っているのはなぜですか。</p>
局 長	<p>説明の記載漏れがありました。こちらは実測面積では170.25㎡となります。公図もあまり整っていないようなところで、公簿面積と実測面積で大きな差がありました。</p>
係 長	<p>こちらの実測面積を建築面積の下に追記していただいて整合性をとらせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>4ページをお願いします。議案第4号 非農地証明願についてでご</p>

ございます。件数は1件、内訳といたしまして、畑が1筆の53㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。

次ページ（4-1）をご覧ください。

1番、小俣町新村の畑1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和59年に倉庫を建築し、利用していたとのことで、固定資産税名寄帳兼課税台帳を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

青木  
（農林水産課）

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は144件で、田が281筆の308,447㎡、畑

が 11 筆の 7,971.4 m<sup>2</sup>、計 292 筆の 316,418.4 m<sup>2</sup>でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

- ◇ 1 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 1 件で、畑のみ 1 筆の 500 m<sup>2</sup>。
- ◇ 3 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 4 件で、田のみ 9 筆の 5,497 m<sup>2</sup>。
- ◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 51 件で、田が 105 筆の 102,119 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 1,007 m<sup>2</sup>、計 106 筆の 103,126 m<sup>2</sup>。
- ◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 2 件で、田が 1 筆の 632 m<sup>2</sup>、畑が 3 筆の 487 m<sup>2</sup>、計 4 筆の 1,119 m<sup>2</sup>。
- ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 44 件で、田が 90 筆の 109,467 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 1,673 m<sup>2</sup>、計 92 筆の 111,140 m<sup>2</sup>。
- ◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 39 件で、田が 72 筆の 88,516 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 1,673 m<sup>2</sup>、計 74 筆の 90,189 m<sup>2</sup>。
- ◇ 10 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 2 件で、田が 2 筆の 1,108 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 2,631.4 m<sup>2</sup>、計 4 筆の 3,739.4 m<sup>2</sup>。
- ◇ 10 年間の利用権（使用貸借権）の移転が 1 件で、田のみ 2 筆の 1,108 m<sup>2</sup>。

以上件数は 144 件で、田が 281 筆の 308,447 m<sup>2</sup>、畑が 11 筆の 7,971.4 m<sup>2</sup>、計 292 筆の 316,418.4 m<sup>2</sup>でございます。転貸ぬきの件数は 104 件で、田が 207 筆の 128,823 m<sup>2</sup>、畑が 9 筆の 6,298.4 m<sup>2</sup>、計 216 筆の 225,121.4 m<sup>2</sup>でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。この内 22 番は、北村 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

（北村委員退席）

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ござ

いませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後、審議再開)

続きまして、95番から116番は、奥野 隆史委員に関係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、奥野委員にお戻りをいただきたいと思います。

(奥野委員着席後、審議再開)

続きまして、123と124番、125と126番は、森北 雅弘委員に関係する分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(森北委員退席)

本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の森北委員に  
関係する分については承認することに決定いたしました。

それでは、森北委員にお戻りをいただきたいと思います。

(森北委員着席後、審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。  
何か質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない  
ようでございますので、5号議案について承認いたしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことでございますので、議案第5号 伊勢市農用地利  
用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決  
定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件

<p>係 長</p>	<p>は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p> <p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地法第18条第6項の規定による通知書について ……2件（説明内容記録省略）</li> <li>2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……34件（説明内容記録省略）</li> <li>3. 農地法第4条の規定による許可の取消について ……3件（説明内容記録省略）</li> <li>4. 農地の転用事実に関する照会書について（津地方法務局伊勢支局より） ……2件（説明内容記録省略）</li> </ol> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点事務連絡と、以前ご意見いただいた転用申請における追認案件への対応状況等の聞き取りについての連絡させていただきます。</p> <p>まず12月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月23日（木） 泉 一嘉 委員、 中西 正平 委員</li> <li>・12月24日（金） 中澤 利吉 委員、 奥野 隆史 委員</li> </ul> <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p>

続きまして、転用申請における追認案件への対応状況等の聞き取りについての連絡をさせていただきます。松阪市、四日市市、津市、鈴鹿市、伊賀市、それから近隣の玉城町、度会町、明和町に聞き取りをさせていただきましたが、始末書が添付されていれば、現状を確認して、基本認めていると、全ての農業委員会が回答されました。その中で、松阪市においては、昨年度定例会で申請者に違反転用に至った経過説明などをさせたことがありました。また、明和町においては、砂利を敷いて駐車場にしてしまっていたところを、総会の中で砂利を撤去するよう指導があったので、砂利を撤去させた後に再度総会にかけた事例がありました。

三重県農地調整課に聞かせていただいても各市町と同じような回答で、軽微な状態であれば復旧させることはあり、昨年度、太陽光発電施設でパネルを載せてしまった段階の事前着工があったので、基礎の撤去までは求めず、パネルだけを外させた事例がありましたが、不許可にはせず許可はしたということでございます。

三重県農業会議においても、転用できる場所で、書類も揃っているのであれば、無断転用という理由のみで、許可を現状復旧後や1カ月後に延ばすことはできない。他のところで違反転用があり、是正されてない状況がある場合は、それが是正されてからということはあるであろうということですが、基本的には現状、書類上問題がなければ全て認めていくという方向性でした。

それからもう1点ご意見いただきました事業者、申請者への通知文等の送付をしたことがあるかについては、市の広報誌への掲載はしているが、事業者などへの直接の通知等の発送について各市町全て行っていないということでした。簡単ではありますが報告をさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。ありがとうございました。

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第192回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

議長



上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_